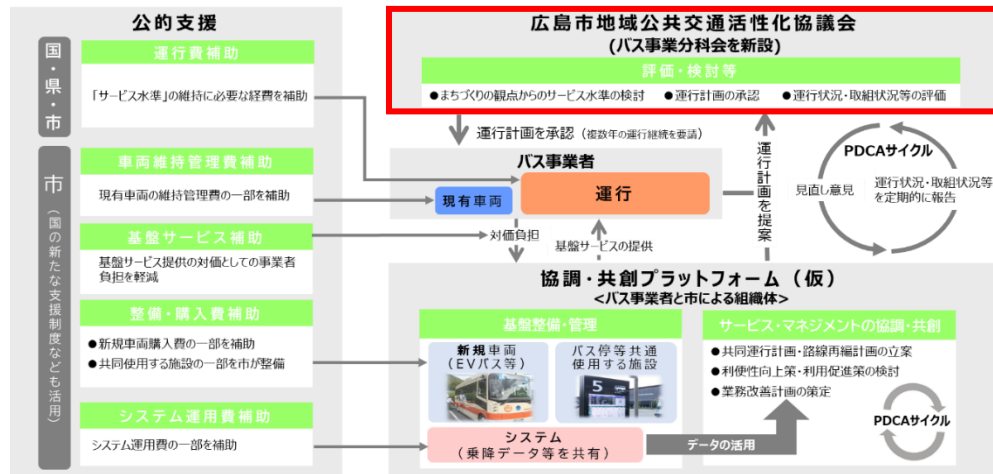


バス事業分科会の設置について

1 概要

令和6年4月から稼働する「乗合バス事業の共同運営システム」においては、その中核を担う「協調・共創プラットフォーム（市とバス事業者が参画する組織体）」が共同運行や路線再編の計画を企画立案し、それを広島市地域公共交通活性化協議会が審査・承認することとしている。

そこで、当協議会に、この審査・承認等を行うための「バス事業分科会」を設置する。



2 分科会の概要

(1) 所管事項

- ・ まちづくりの観点からのサービス水準の検討
- ・ 運行計画の承認（プラットフォームからの提案事項等を客観的な立場で審査する。）
- ・ 運行状況・取組状況等の評価（プラットフォームから報告を受けた取組状況等について評価し、必要に応じて見直しに関する意見を述べる〈PDCAサイクル〉。）

(2) 構成員

構成員	該当する団体	委員候補（別途任命する）
学識経験者	大学等	教授等【分科会長】
利用者代表	広島市社会福祉協議会 広島消費者協会	（左記団体の）会長等
公共交通事業者	バス事業者	プラットフォーム代表（複数社）又は広島県バス協会
地方公共団体	広島市	道路交通局公共交通政策部
その他必要と認める者	国土交通省	中国運輸局

(3) 議決方法

全会一致により決する。

(4) 議決後の取扱い

法定協議会へ報告を行う。ただし、例えば下記のような事項については、法定協議会においても審議を行う。（個別の案件ごとに判断する。）

- ・ 利用者への影響が大きい路線であると分科会長が認める再編計画案
- ・ 地域公共交通計画や利便増進実施計画に影響を与える事項（利便増進策の追加など）
- ・ 協議会の合意形成が必要とされている法定事項（例：広島シティバスなど）